

条件付一般競争入札心得

1 趣旨

岩手県が発注する建設関連業務の委託契約に係る条件付き一般競争入札に参加しようとする者は（以下、「入札参加者」という。）は、この入札心得、入札公告、入札説明書又は閲覧に供した仕様書、図面、契約書案及び添付書類等（以下、「設計図書等」という。）を熟覧の上、入札しなければならない。

2 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札書記載事項等

入札書（様式は任意）には、次の事項を記載しなければならない。また、入札書に使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

- (1) 入札年月日（入札を行う日）
- (2) 頭書に「入札書」である旨記載
- (3) 入札金額
- (4) 入札件名（委託業務名）
- (5) あて名（岩手県知事とする。）
- (6) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地商号又は名称、代表者住所氏名、代理人氏名及び印、頭書に「上記代理人」と記載すること。）

4 入札等

- (1) 入札書は、入札公告で指定した日時に、入札箱に投入すること。
- (2) 入札者は、代理人に入札をさせるときは、入札書提出の前に委任状（様式は任意）を提出しなければならない。なお、年間委任状等により、支店、営業所等に権限を委任している場合は、当該委任状も併せて提出すること。
- (3) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札参加者（代理人が入札を行う場合は、代理人。以下同じ。）の印で押印すること。また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は取消しすることができない。なお、入札金額の訂正は認めない。
- (4) 再度入札を行う場合の入札者は、当該入札について辞退の申し出を行う者を除き、最初の入札における入札者のみとする。
- (5) 入札書は直接持参すること。郵送、電報、電送その他の方法による入札は認めない。
- (6) 入札の執行回数は定めない。

5 入札の不参加

- (1) 入札参加資格申請書等の確認の結果、入札に参加できると認められた者は入札に参加するものとする。ただし、やむを得ない事情により入札に参加できない場合には入札に参加しないことができる。この場合、事前に申し出る必要はないが、開札後に入札に参加しなかった理由について調査することがある。
- (2) 入札書提出後の書換え、引換え、撤回又は不参加の申出は、一切認めないこと。
- (3) 第1項の規定により入札に参加しなかった者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けることはない。

6 入札の延期、取止め等

- (1) 天災地変その他やむを得ない事由により入札執行が困難なときは、入札を延期し、中止し、又は取りやめることがある。
- (2) 入札参加者の質問等により設計図書の表示誤りや不明確な表示などが判明した場合で、当該事由の判明時期が入札書等提出期限以前であるときは、訂正後の設計図書を入札執行機関（岩手県）のホームページで閲覧に付すとともに、入札書等提出期限、開札日等について延期することがある。この場合、変更後の入

札書等提出期限、開札日等については入札執行機関のホームページで示すものとする。

- (3) 発注機関の長は、入札公告、設計図書等に不備があり、入札参加者の適切な入札が行われないと認められるときは、入札公告で示す入札手続きを取り止めることがある。
- (4) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行できないと認められるときは、入札執行担当職員は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは入札の執行を取りやめることがある。また、この場合において既に入札が執行されているときは、入札を無効とすることがある。
- (5) 競争入札の趣旨が失われるときは、入札を取りやめることがある。

7 入札の無効等

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する入札
- (2) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (3) 入札書に記名押印していない入札
- (4) 入札金額を訂正した入札
- (5) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札
- (6) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札
- (7) 同一業務委託の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (8) 委任状が提出されていない代理人のした入札
- (9) 入札保証金の額が入札公告に記載した所定の額に満たない入札
- (10) 一定の資本関係又は人的関係のある複数の者のした入札
- (11) 入札書の提出後に同一の技術者を重複して参加した他の委託業務の落札者となったことにより管理技術者等を配置できなくなった入札
- (12) 現場説明のある場合は、現場説明に参加しない者のした入札
- (13) 明らかに連合その他不正な行為によると認められる入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

8 落札者の決定方法

- (1) 本件発注に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、入札執行者の指示により、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

9 公正な入札の確保等

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

10 契約締結の留意事項

- (1) 落札者の決定後、委託契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が条件付一般競争入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。
- (2) 契約にあつては、委託事業の全部を一括して若しくは設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。